

包括連携協定書

富岡町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的に、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）及び別紙に定める具体的連携項目（以下「連携項目」という。）について、自らの事業活動の範囲内で、連携して取組むよう努めるものとする。

- （1）安全・安心な地域づくりに関する事項
- （2）地域活性化に関する事項
- （3）災害対策に関する事項
- （4）環境維持・保全に関する事項
- （5）地域の福祉に関する事項
- （6）教育支援に関する事項
- （7）その他本協定の目的に沿う事項

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項及び連携項目に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、本協定の内容の変更を相手方に申し出ることができる。この場合においては、その都度甲乙協議の上、本協定について必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、同一条件をもって更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定を解約しようとするときは、その解約しようとする日の1か月前までにその旨を書面により相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項に関し、協議の必要が生じたとき又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名（又は記名押印）の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 6 年 11 月 22 日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1
富岡町

町長 山本育男

乙 福島県郡山市日和田町高倉字古川4-8
ヤマト運輸株式会社 福島主管支店

主管支店長 石毛智昭